

**アンチ・ドーピング体制の構築・強化について**  
**～ドーピングのないクリーンなスポーツの実現に向けて～**

**(中間報告)**

**平成28年8月2日**

**アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース**

アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース  
委員名簿

座長	富岡 勉	文部科学副大臣
委員	浅川 伸	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構専務理事
	井上 恵嗣	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技 大会組織委員会大会準備運営第一局長
	河野 一郎	ラグビーワールドカップ2019 組織委員会事務総長代行
	境田 正樹	東京大学理事
	高谷 吉也	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事
	木村 徹也	スポーツ庁審議官
	今泉 柔剛	スポーツ庁国際課長

《検討の経過》

平成28年1月21日	第1回タスクフォース会議
平成28年2月22日	第2回タスクフォース会議
平成28年3月17日	第3回タスクフォース会議（ヒアリング）
平成28年3月29日	第4回タスクフォース会議（ヒアリング）
平成28年4月15日	第5回タスクフォース会議
平成28年5月 9日	第6回タスクフォース会議
平成28年5月24日	第7回タスクフォース会議

アンチ・ドーピング体制の構築・強化について  
中間報告書

目次

はじめに.....	2
<b>1. タスクフォース設置の目的及び検討事項 .....</b>	<b>3</b>
(1)タスクフォース設置の経緯及び目的.....	3
(2)タスクフォースにおける検討事項 .....	3
<b>2. アンチ・ドーピング体制整備に向けて .....</b>	<b>4</b>
(1)国際スポーツ界の共通理念 .....	4
(2)我が国のドーピング防止活動の成果と課題 .....	4
(3)国際的なドーピング防止活動の主な課題 .....	5
(4)IOC 及び WADA から求められていることについて.....	6
(5)我が国が国際動向を踏まえ喫緊で行わなければいけないもの .....	7
<b>3. 法的措置に係る検討事項について .....</b>	<b>9</b>
(1)法的措置検討にあたっての基本的考え方等について .....	9
(2)アンチ・ドーピングに係る現行の法的枠組みについて .....	10
(3)法的措置の検討が必要と思われるもの.....	12
(4)法的措置を要しないとされるもの.....	15
<b>4. ラグビーW杯及び東京オリパラ大会に向けたアンチ・ドーピング体制の整備 .....</b>	<b>16</b>
(1)ラグビーW杯において必要な体制.....	16
(2)東京オリパラ大会において必要な体制 .....	17
(3)両大会におけるドーピング検査・分析体制の課題 .....	18
<b>5. 国際ドーピング防止活動の促進への関与の在り方 .....</b>	<b>19</b>
(1)国際的なドーピング防止活動の主な課題と対応の方向性 .....	19
(2)組織的なドーピングに対する対応 .....	21
(3)国際ドーピング防止活動の促進 .....	23
<b>6. 今後の検討事項 .....</b>	<b>24</b>
(1)違反防止強化のための諸措置 .....	24
(2)違反が確定した場合に対する対応強化 .....	24

## はじめに

スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。そして、全ての人々が自発的に、安全かつ公正な環境の下でスポーツに親しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会が確保されなければいけないことは、スポーツ基本法が求める基本理念である。

そのため、スポーツ界の透明性や公平性・公正性を向上させることは、全ての人々が安全かつ公正な環境の下でスポーツを行うことができる機会を充実させるための基盤である。また、スポーツの公平性・公正性を守ることは、次代を担う青少年が、スポーツを通じて他者を尊重し、協同する精神や公正さと規律を尊ぶ態度を養うためにも重要なことである。

ドーピングは、このようなスポーツの価値を損ない、公正な環境の下であることを信じて日々競技力向上に努力するアスリートを踏みにじるものであり、ドーピングを行った又は知らずに投与されたアスリートにも重大な健康被害をもたらすものであり、公正な環境の下でスポーツが行われていると信じる社会の信頼を裏切るものであり、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を養う必要がある青少年にとって悪影響を及ぼすものであり、絶対に許されるものではない。

これまで、スポーツにおけるドーピングの撲滅に向けて国内外で様々な取組が進められてきており、我が国としては、ユネスコの「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」、スポーツ基本法、スポーツ基本計画及びスポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン等に基づき、世界ドーピング防止機構(以下、「WADA」)、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」)及び独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」)等の関係機関と連携しながら、ドーピング防止に向けて教育・啓発活動、研究開発活動及び国際連携活動等の各種施策に取り組んできている。

一方、昨今、ロシアにおける組織的ドーピングをはじめとしてドーピング防止活動に対する国際的な努力を脅かすような事態が生じている。

このような中、我が国においては、ラグビーワールドカップ 2019(以下、「ラグビーW杯」)及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京オリパラ大会」)等の世界的な注目を集める大規模国際競技大会を迎えることになるが、これらの大会がドーピングのないクリーンな大会となるよう、ドーピング防止活動において万全の準備を図ることが必要となっている。

本タスクフォースは、以上のような状況下でドーピング防止活動において万全の準備を図るために、法的措置の必要性を含め、ソフト面・ハード面のドーピング防止活動の体制強化を行うことを目指して、富岡文部科学副大臣の下に、昨年 12 月に設置された。

なお、本タスクフォースにおけるドーピング防止活動の推進に向けた検討にあたっては、国際スポーツ界の基本的な共通認識である「スポーツの自主性」、「スポーツに係る差別的取扱いの禁止」、「アスリート・ファースト」、「スポーツ団体の自治・自立性・自律性」、「スポーツの多様性」等に留意しつつ検討を行ってきた。

今後は、残された論点を中心にさらに検討を進め、最終報告書を取りまとめた上で、広く意見を聴取しつつ、関係省庁と協議を行い、具体的な施策の実施に向けて検討を行う予定である。

## 1. タスクフォース設置の目的及び検討事項

### (1) タスクフォース設置の経緯及び目的

我が国は、東京オリパラ大会の招致活動において、我が国のスポーツがクリーンであることが高い評価を受けたところであり、国際オリンピック委員会（以下、「IOC」）や WADA 等の国際機関からも、同大会に対して強い期待が寄せられている。

また、昨今のロシアにおける組織的なドーピング等により、国際的なアンチ・ドーピング体制の強化に向けて、国際機関及び各国政府の連携・協力が強く要請されている。

そのような中、東京オリパラ大会等をドーピングのないクリーンな大会にするべく、国内のアンチ・ドーピング体制を構築・強化するとともに、東京オリパラ大会のホスト国として、国際的なスポーツ・インテグリティ（健全性・高潔性）の保護への支援・貢献をするため、以下（2）の項目について、法的整備を含め、課題を整理し、万全な体制整備に向けた取組を進めることを目的として本タスクフォースは設置された。

本タスクフォースにおいては、富岡文部科学副大臣の他、小松裕衆議院議員のオブザーバー参加も得ながら、JSC、JADA 及び東京オリパラ大会組織委員会等の関係機関の代表、法律学者等の専門家をメンバーとし、医師、薬剤師等の協力も得ながら本年 1 月から計 7 回開催し、ドーピング防止活動の充実に向けた検討を進めてきた。

また、検討の過程においては、アスリート、アントラージュ<sup>1</sup>、国内スポーツ団体（以下、「NF」）関係者、日本オリンピック委員会（以下、「JOC」）等の統括団体、プロスポーツ団体関係者、薬学関係者及びメディア関係者へのヒアリングを実施した。

本中間報告書は、以上のようなこれまでの検討結果をまとめたものである。今後は、本中間報告書を基に、引き続き専門的な検討を継続していくことを予定している。

### (2) タスクフォースにおける検討事項

本タスクフォースにおいては、以下の項目について、法的整備を含め、課題を整理し、万全な体制整備に向けた取組を進めてきた。詳細は、以下 2～3 のとおり。

#### 【検討項目】

- アンチ・ドーピングに係る法的措置を含めたアンチ・ドーピング体制の整備・強化
- 特に 2019 年ラグビー W 杯及び 2020 年東京オリパラ大会に向けた国内アンチ・ドーピング体制整備の在り方
- 国際アンチ・ドーピング体制強化に向けた貢献の在り方

<sup>1</sup> アントラージュ：JOC のホームページによると「『アントラージュ』とはフランス語で取り巻き、環境という意味で、競技環境を整備し、アスリートがパフォーマンスを最大限発揮できるように連携協力する関係者」と定義している。また、世界 AD 規程では、サポートスタッフを「競技会に参加し、又は、そのための準備を行うアスリートと共に行動し、治療を行い、又は、支援を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、職員、医療従事者、親又はその他の人をいう」と定義している。

## 2. アンチ・ドーピング体制整備に向けて

### (1) 国際スポーツ界の共通理念

国際スポーツ界においては、「スポーツの公正性・公平性・安全性」という「スポーツのインテグリティ」に関するものの他、「スポーツの自主性」、「スポーツに係る差別的取扱いの禁止」、「アスリート・ファースト」、「スポーツ団体の自治・自律性」及び「スポーツの多様性」等の基本的な共通理念が存在する。

これらの共通理念を根底に置いて議論することについては、本タスクフォースが行ったアスリートやスポーツ団体等に対するヒアリングにおいて、彼らから強く求められたことでもあった。このため、今回のドーピング防止活動の推進に向けた検討においても、これらの共通理念に留意しつつ種々の制度設計等を検討してきた。

### (2) 我が国のドーピング防止活動の成果と課題

#### ① 我が国のドーピング防止活動の成果

まず、我が国のドーピング防止活動の今後の在り方を検討する上において、これまでの我が国のドーピング防止活動における成果とその課題を整理する必要がある。

我が国は、毎年数件のドーピング防止規則違反は存在するものの、ドーピング防止規則違反確定率は0.10%(2013年実績)であり、国際的に見ても圧倒的に低い状態(米や豪の1/4、英の1/3、中国の1/2、露の1/12、トルコの1/94、クウェートの1/99)であって、この違反確定率の低さ(\*検査件数は世界上位)はドイツと並んで世界一である。このことは、JADAを中心とした国内のドーピング防止活動が、世界ドーピング防止規程<sup>2</sup>(World Anti-Doping Code:以下、「世界AD規程」)に基づき、確実に取り組まれている上、教育活動が比較的進んでいること及び我が国の伝統的な価値観や学校教育等における成果といえるものであり、このように国内管理体制が比較的整備されていることは、WADAをはじめ国際的に高く評価されている。

また、我が国の国際的な活動としては、WADA創設当時から一貫してアジアを代表する常任理事国であるとともに、WADAが中心となって行っている国際的なドーピング防止活動に対して年に約1.5百万USドル(約1.5億円)を拠出(=WADAの年間の政府側拠出金の11%=アジア地域拠出金の53%)するなど、国際的なドーピング防止活動において中心的な役割を担う国の1つとなっている。

さらに、アジア・オセアニア地域のドーピング防止活動の発展においても、上述のとおり、WADA常任理事国としてアジアの意見を代表するとともに、WADAのアジア・オセアニア事務所(所長は日本人)を我が国に置き、アジアドーピング防止基金(理事長は日本人)を立ち上げ、アジア理事国と協力してその財源を拠出し、毎年アジア・オセアニア地域のセミナーを開催して地域全体のキャパシティ・ビル

<sup>2</sup> 世界ドーピング防止規程:スポーツにおける世界ドーピング防止プログラムの基礎となる世界共通のルールであり、WADA、IOC、IPC、IF、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内アンチ・ドーピング機関等が署名し、受諾している。本規程は、2004年に発効し、これまで2009年、2015年と2回改訂されてきた。本規程のもとには5つの国際基準(禁止表国際基準、検査及び調査に関する国際基準、治療使用特例に関する国際基準、プライバシー及び国際情報の保護に関する国際基準、分析機関に関する国際基準)が設けられている。

ディングに貢献するなど、地域のドーピング防止活動に対しても積極的な支援を行ってきた。その成果が、我が国が常任理事国であり続けることを各国から支持される要因の1つとなっている。

以上のように、我が国は国内のドーピング防止活動において成果を上げ、アジアのリーダーとしてアジア地域のドーピング防止活動を先頭に立って進める努力をしてきており、WADAを中心とした世界のドーピング防止活動においてもリーダー国の1つとして活動し、そのことが国際的に高い評価を受けていることは、これまでの取組の成果である。

## ②我が国の国際的なドーピング防止活動の中での課題

一方、課題として、我が国の国際的なドーピング防止活動に対する評価は高い反面、現状の国内のドーピング防止活動は、十分な体制整備がなされている中で実施されているわけでは必ずしもなく、JADAを中心とした一部の関係者の努力によってこれまでの成果が成し遂げられてきているものであることには留意する必要がある。

また、これまで国内の取組やアジア地域のドーピング防止活動の支援を行ってきたとしても、現実的には、過去の成果に甘んじることができる状態では決してなく、ドーピング防止規則違反確定率が世界一低いとはいえ、現に毎年数件のドーピング防止規則違反が発生している状況は看過すべきではない。

さらに、我が国では、大規模国際大会に対応ができる人材が不足しており、今後、よほどの計画的なテコ入れをしなければ、ラグビーW杯及び東京オリパラ大会をはじめとした大規模国際競技大会の成功に向けた体制整備がおぼつかない状態であることも肝に銘じる必要がある。

このような国際的なドーピング防止活動ができる人材が不足していることは、アジア地域のドーピング防止活動の支援はできても、ロシアに見られるような組織的なドーピングに対してゼロから国全体のアンチ・ドーピング体制を立て直すことへの支援や、WADAの幹部職員又は各委員会の長のポストを獲得することができていないことにもつながる課題である。

しかも、我が国においては、ドーピング防止規則違反件数が少ないため、国際的なドーピング防止活動における課題への危機感が、スポーツ界を含め社会全体で実感として薄い状態となっている。その状態下で、今後、我が国で実施する国際競技大会には外国人アスリートも多数参加することになるため、国際的な課題を踏まえ、それに対応した取組を着実に準備していく必要がある。

そのような中、本タスクフォースにおいては、これまでの国内のドーピング防止活動の課題を解決しつつ、我が国のドーピング防止活動にも重要な影響をもたらす国際的な課題(以下(3))及びIOCとWADAからの要請(以下(4))に対して適切に対応することができるようにするため、今後、我が国が優先的に取組を強化しなければならない対応方策を検討してきたところであり、その内容は、以下(5)のとおりである。

## (3)国際的なドーピング防止活動の主な課題

我が国を含めた国際的なドーピング防止活動においては、主に以下の①～④のような課題が見られ、その対応が求められている。

- ① ドーピング検査や世界 AD 規程に基づくモニタリングシステムがある一方、それをすり抜けようとする者がおり、いわゆる「いたちごっこ」のような状態になっている中、これまでのようなドーピング検査だけでは対応しきれない状態になっていること。

(参考) 世界 AD 規程が定めるドーピング防止規則違反要件

No.	規程の条項	ドーピング防止規則違反要件
1	2.1	アスリートの検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること
2	2.2	アスリートが禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること
3	2.3	検体の採取の回避、拒否、又は不履行
4	2.4	居場所情報関連義務違反
5	2.5	ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること
6	2.6	禁止物質又は禁止方法を保有すること
7	2.7	禁止物質又は禁止方法の不正取引を実行し、又は、不正取引を企てること
8	2.8	競技会及び競技会外において、アスリートに対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること
9	2.9	ドーピング防止規則違反に意図的に関与すること
10	2.10	禁止される特定の対象者との関わりを持つこと

※ドーピング検査で捕捉できる違反は、2.1、2.2、2.3 の違反にとどまる。

- ② ドーピングに対しては、ドーピング防止や「スポーツの高潔性・公平性・公正性」等のスポーツ界の国際的な共通理念を守ることの重要性に関する理解不足があったり、そもそもの考え方の違いがあったり、医師や薬剤師等の関係者の知識不足があったりするため、国際的な教育・研修活動が必要であること。
- ③ 巧妙化するドーピングを検出する検査方法の開発が必要であることや、既存の検査方法ではアスリートへの心身へのストレスが大きいため、より負担の少ない検査方法の開発が必要であること。
- ④ これまでの国際的なドーピング防止活動は、各国の国内アンチ・ドーピング機関(National Anti-Doping Organization:以下、「NADO」)等に対する信頼を基盤として構築されたものである一方、ロシアに見られるような組織的なドーピングが行われた場合には、各国 NADO 等への信頼に基づく既存のモニタリングシステムだけでは対応しきれない事態が生じていること。

(4)IOC 及び WADA から求められていることについて

我が国が、今後、東京オリパラ大会の準備を実施していく上において、上記(3)のようなドーピング防止活動に関する国際的な課題への対応が求められていることに加えて、東京オリパラ大会の実施に向けてIOC 及び WADA から求められていることとして、「ドーピングに係るインテリジェンス連携体制の整備」がある。



(参考 1)

「各国政府は、本規程の定めに従い、アンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関間のデータ共有のために、法令、規制、政策又は行政手続を定める」(世界 AD 規程第 22.2 条)

これを受け、IOC は、東京オリパラ大会に向けて、ドーピング防止活動において、インテリジェンス共有を行うことができる体制の整備を東京オリパラ大会組織委員会に要請しており、日本政府及び JSC がそのための法律や方法を調査することを推奨している。

さらに IOC は、ドーピング防止規則違反者を、オリンピック・パラリンピックに出場させることなく、水際で摘発する必要性を強調している。

(参考 2) IOC「プロジェクトレビューフォローアップレター」

「日本のスポーツは過去に亘り非常にクリーンである。アンチ・ドーピングの分野では、我々は、オーストラリアや英国が導入している、世界 AD 規程 5.8 条(アンチ・ドーピング機関によるドーピング調査及びインテリジェンス収集)に必要なドーピング調査及びインテリジェンス収集に関する法律や手続きを、JSC 及び日本政府が調査することを推奨する。」(2014 年 4 月 22 日ジョン・コーツ IOC 調整委員会委員長から東京オリパラ大会組織委員会に対する書簡)

本件について、本タスクフォースにおいては、我が国が喫緊に行わなければいけないことの1つとして認識しており、そのための措置を検討する必要があると考えている。

(5) 我が国が国際動向を踏まえ喫緊で行わなければいけないもの

上記(2)、(3)及び(4)のような我が国の現状と課題及び国際的な課題並びに IOC 及び WADA から要請されていることへの対応を考慮すれば、以下の①～④が、我が国が優先的かつ喫緊に行う必要がある対応方策である。

これら優先的に対処すべき事項を行うにあたっては、法的措置を要すると考えられるものと法的措置を要しないがガイドラインや予算措置等で対応するものがある。そのうち、法的措置を要すると考えられるもの及びガイドラインの作成等を要するものは、今後具体的な検討作業を進める必要があるとともに、予算措置や人員配置等のリソースの配分を要するものは、所要の措置を講じる必要がある。

①ドーピング検査の実効性の向上

→(対応方策) ドーピング検査数の確保(そのための施設設備整備及びドーピング検査人員の確保)、ドーピング検査の質の向上(特に競技会外検査＝抜き打ち検査及び血液検査の強化)、分析機関の強化及びインテリジェンス連携体制の整備等の取組を行うことが必要である。

→(具体的な対応方策)

1)特に東京オリパラ大会等に向けて行うべきこと

- ア. ドーピング検査室責任者、シャペロン<sup>3</sup>リーダー、ドーピング検査員、採血者、シャペロンの計画的な人材確保 ※人数・役割等は、4(2)を参照
  - イ. 大会組織委員会内のコマンドセンターの体制整備
  - ウ. 通常の競技会検査に加えて抜き打ち検査及び血液検査の充実のために必要となる予算的措置
  - エ. 分析機関の整備(24 時間体制・3 シフト制が実施できるような人材確保及び施設・設備整備)
- 2) 国内のインテリジェンス連携体制を整備(\*インテリジェンス共有に係る関係機関の役割の明確化や個人情報取り扱い)するための法的措置の検討
  - 3) 具体的なインテリジェンス連携体制の整備と関係省庁間の調整など実施方法の具体化
  - 4) JSC 及び JADA の体制整備及び機能の一層の強化

## ②教育活動の充実・強化

- (対応方策) ドーピング検査専門人材(ドーピング検査運営員及びドーピング検査員)並びにシャペロンの育成及び確保、ドーピング防止活動に関係する医師・薬剤師・看護師等の教育・研修、アスリート・アントラージュに対する教育・研修、学校教育等における幅広い教育啓発活動、他国におけるドーピング防止活動に係る教育活動等を行うことが必要である。
- (具体的な対応方策)
  - 1) 特に東京オリパラ大会等に向けて行うべきこと
    - 上記①1)ア. に示した人材に対する国際レベルのドーピング検査を行うための教育・研修の実施(\*業務によっては多言語対応が必要となるため、言語に関する教育・研修も含む)
  - 2) 幅広い教育・啓発活動の展開のための初等中等教育及び高等教育への働きかけの強化(モデル校)及びそのための予算的措置
  - 3) 教育活動の推進に関する法的措置の検討
  - 4) 国外の教育活動に関し、スポーツ・フォー・トゥモロー<sup>4</sup>における教育パッケージの開発及び WADA 等と連携した世界展開
  - 5) スポーツ・ファーマシスト<sup>5</sup>の実践事例の他国への提供及び導入支援
  - 6) 国際的なドーピング防止活動において活躍できる人材の育成

## ③研究活動の充実・強化

- (対応方策) 巧妙化する検査のすり抜けを防止するための研究開発及びア

<sup>3</sup> シャペロン:ドーピング検査の補助者であり、アスリートへの検査の通告から、検査会場までの案内・同行等を行う。

<sup>4</sup> スポーツ・フォー・トゥモロー:東京オリパラ大会が開催される2020年に向け、世界のよりよい未来のために、あらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく、スポーツ団体、民間団体、日本政府等がオールジャパンで推進しているプロジェクトであり、2014年から2020年までの7年間で、100以上の国・地域において、1000万人以上を対象とすることを目標としている。

<sup>5</sup> スポーツ・ファーマシスト制度:JADAが2009年に開始した、最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を持ち、アスリートを含むスポーツ愛好家等に対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を行える薬剤師の育成を図るための認定プログラム

スリートの心身の負担軽減のための検査方法等の研究開発が必要である。

→(具体的な対応方策)

- 1)WADA の特別研究基金への財政的支援を実施
- 2)WADA 及び JADA と連携した必要な研究の実施に向けた予算的措置
- 3)研究開発活動の推進に関する法的措置の検討

#### ④組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与

→(対応方策) 本件は、世界共通のドーピング防止活動の根本に関わる問題であり、国際的な活動(特に独立調査委員会や独立検査機関設置の検討活動)への関与という観点で、非常に重要である。 ※5(2)を参照

→(具体的な対応方策)

- 1)「独立検査機関の検討」に対しては、WADA 等からの要請に応じ、同検討を行う技術的グループに JADA から代表者の派遣を行うとともに、政策グループにスポーツ庁から代表者を派遣するよう調整
- 2)「独立調査委員会への対応」に対し、財政的な支援を実施(既に 2 千万円を拠出済み)するとともに、今後、(WADA からの要請があれば)人的支援又は技術的支援の実施を検討

### 3. 法的措置に係る検討事項について

本タスクフォースにおいては、上記2. (5)の我が国が喫緊に取り組むべき事項のうち、東京オリパラ大会等がドーピングのないクリーンな大会となるよう、アンチ・ドーピング体制の万全の準備を行うために、法的措置が必要なものとそれ以外の方法で対応できるものがあり、前者に関しては、以下のとおり、法的措置を検討することが必要であるとの結論に達した。但し、未だ解決できていない法的論点も多く、今後、法案を国会に提出できるような状態になるまでには、さらなる専門的検討が必要であるとの認識に至った。

#### (1)法的措置検討にあたっての基本的考え方等について

法的措置を行う場合の基本的理念及び目的としては、国民の健康増進や社会・経済発展等に寄与しうるスポーツの価値を守るために、ドーピング防止活動を通じてスポーツの高潔性・公平性・公正性等を保護するとともに、決められたルールの下で公正・公平に競技力向上に努めるアスリートを守るためのものとなることが考えられる。

また、特に、ラグビーW杯及び東京オリパラ大会等の大規模国際競技大会がドーピングのないクリーンな大会となるよう、ドーピング防止活動において万全の準備を図るために、法的措置を含めてドーピング検査活動のソフト面・ハード面の体制強化を行うことを目的とすることとなる。

留意点としては、法的措置によってドーピング防止活動の強化を図る際には、そのことがスポーツを行う者に対する行き過ぎた締め付けの強化になってはならず、①アスリート・ファーストであり、その基本的人権の制限には抑制的であること、②スポーツの振興の目的に沿ったものに限定するものであること、③スポーツの自発性及びスポーツ団体の自律性等を尊重することなどに留意する必要がある。

また、ドーピング防止活動に係る法的措置を行う際には、オリンピック憲章におい

てスポーツを行う上でのいかなる差別も認めていないこと、並びにスポーツ基本法において「スポーツは世界共通の人類の文化であること」及び「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であること」等と規定されていることにも留意する必要がある。

## (2) アンチ・ドーピングに係る現行の法的枠組みについて

### ① 我が国及び諸外国の法律等の状況

我が国においては、スポーツ基本法において、公正なスポーツの観点から、ドーピング防止活動の重要性に対する国民の認識の深化及び国のドーピング防止活動における役割（\*ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発、その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備及び国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援）が規定されている。

#### (参考1) スポーツ基本法

第二条(基本理念)八 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

第二十九条(ドーピング防止活動の推進) 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、ユネスコの「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」の国内適用を図るため、文部科学省において「スポーツにおけるドーピング防止に関するガイドライン」(大臣決定)を策定し、我が国における国内ドーピング防止機関として JADA を指定するとともに、国内におけるドーピング防止活動の推進体制等を規定している。さらに、独立行政法人日本スポーツ振興センター法において、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務及びスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を JSC の業務としている。

#### (参考2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

第十五条(業務の範囲)六 スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと。

なお、JADA については、公益財団法人であるため特段の法的規定はないが、

上記のガイドラインにおいて、国内ドーピング防止機関に指定されている。JADA においては、世界 AD 規程を日本国内に適用させるため、世界 AD 規程及び国際基準に完全に適合させる形で日本アンチ・ドーピング規程（Japan Anti-Doping Code:以下、「日本 AD 規程」）を策定している。我が国は、世界 AD 規程の国内適用に関し、日本 AD 規程において「国内競技団体は、日本 AD 規程を受諾し、自己の規約等の中に日本 AD 規程の内容を直接又は引用することにより組み込むこと（同規程 1.2）」とすることによって、各 NF に所属するアスリート等は、当該所属団体の規約を遵守することを通じて日本 AD 規程（ひいては世界 AD 規程）を遵守する仕組みとなっている。このため、世界 AD 規程の改訂等が生じたとしても日本 AD 規程の改訂によって国内適用の変更を行うことが可能であるという柔軟性をもっている。

（参考 3）世界 AD 規程の国内適用を法律で規定している国の事例：

世界 AD 規程の国内適用を法律で規定している国は、世界 AD 規程の改訂に対応するために法改正が必要である。例えば、2015 年 1 月に改訂した世界 AD 規程に対しては、フランス、ベルギー、スペイン等が、法改正が間に合わず、「非遵守」宣言の対象国となったことがあったということに留意する必要がある。

## ②オーストラリア及び英国のアンチ・ドーピングに関する法律

上記 2(4)のとおり、IOC からは、ジョン・コーツ IOC 調整委員会委員長から東京オリパラ大会組織委員会に対する書簡の中で、「オーストラリアや英国が導入している、世界 AD 規程 5.8 条（アンチ・ドーピング機関によるドーピング調査及びインテリジェンス収集）に必要なドーピング調査及びインテリジェンス収集に関する法律や手続きを、JSC 及び日本政府が調査することを推奨する」旨の要請が来ている。

両国の法律又は政策等の概要は以下のとおりであり、必ずしも法的措置で対応されているわけではなく、英国のように「政策」として実施しているところもあり、それ以外の国々の状況においても多様な制度の在り方が見られる。

### オーストラリア

#### ◆法律

連邦制定法「Australian Sports Anti-Doping Authority Act2006」により、行政機関の一つとして、オーストラリアアンチ・ドーピング機構（以下、「ASADA」）が設立され、同法律により、ASADA の CEO が税関からの情報を入手可能である旨規定されている。

なお、ドーピングは刑罰化されていないが、アスリートが CEO からのヒアリングのための召還指示に従わない場合は、行政罰（過料）が課される。

#### ◆運用

ASADA の CEO は、スポーツ担当大臣から任命され、現 CEO は警察官僚であり、警察当局との連携、及び、捜査ノウハウの継承がなされている。

## 英国

### ◆法律

アンチ・ドーピング特有の法律としては、英国アンチ・ドーピング機構(UKAD)の設置及び政策目的を規定する法律「UK National Anti-Doping Policy」があるが、アンチ・ドーピング活動そのものについての法律は存在しない。英国では、国会承認を経た「政策」という形でドーピング防止活動を実施している。

また、インテリジェンス活動については、警察当局による情報開示条件を規定している「Serious Organized Crime and Police Act 2005」に開示先として2010年にUKADを追加した。なおドーピングは刑罰化されてない。

### ◆運用

UKADのインテリジェンス部門長に警察OBを採用し、さらに2014年10月に警察当局とUKADが覚書を更新し、警察当局との連携を強化した。他、税関、医薬品庁とも了解事項覚書を締結。

(参考)

- ・UKAD(UK Anti-Doping)は公的機関
- ・英国では、1996年ステロイド剤など運動能力向上を目的とした物質が、薬物不正使用禁止法の規制対象に指定され、製造・供給、所持、供給を目的とした所持に対し刑事罰が課される(但し摘発は少ない)。

## (3) 法的措置の検討が必要と思われるもの

### ①「インテリジェンス連携体制の整備」に関する規定の新設について

(理由)

ドーピング防止活動における関係機関とのインテリジェンス共有の仕組みを設けることは、IOCからの推奨もあり、ラグビーW杯及び東京オリパラ大会等のホスト国として、我が国において取り組むことが求められている事項である。

この点について、現行法においても「行政機関の保有する個人情報に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」を活用することによって、アスリート等の個人情報について行政機関からJSCを経由してJADA等関係機関へ情報提供を行うことが可能であるが、それができる場合は、「法令に定めがある場合」、「本人同意」、当該個人情報を保有する行政機関の長が「相当な理由がある」と判断した場合又は「特別な理由がある場合」に限られており、東京オリパラ大会等のような限られた期間に多量のドーピングに関する情報を処理しなければならない状況下で、個別に「本人同意」や行政機関の長の判断を求めるようでは、ドーピング防止活動に支障が生じる恐れがある。

このため、確実に情報提供を受けられるような仕組み作りが必要であり、そのための特別な法的措置(=「法令の定め」)の検討が必要になると考えられる。

また、JADA等がアスリート等のドーピングに係る個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法において、利用目的による制限又は第三者提供の制限等の諸義務が課されており、限られた場合においては当該制限の例外措置を取ることも可能ではあるが、2020年東京オリパラ大会等のように限られた期間に多量の

ドーピング情報を処理しなければならない状況ではドーピング防止活動に支障が生じかねないことから、確実にドーピングに関する個人情報の提供を受けることができるような仕組み作りを行うことが必要であり、そのための特別な法的措置の検討が必要になると考えられる。

さらに、JADA 等のドーピングに係る個人情報を取り扱う民間団体は、行政機関や独法の職員等と比較して、情報管理の手続き及び違反行為の罰則がいずれも軽度であるが、今回の情報連携体制の整備を通じて行政機関等と同じ情報を取り扱うことができることとする場合、当該民間団体が行政機関等と同様の情報管理を行うようにするためにも、行政機関等の職員等に対する手続き規制及び罰則規定と同程度の罰則の適用を受ける必要があり、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の特則として特別な法的措置の検討が必要となる。

## ②「組織の業務及び役割分担」に関する規定の充実 (理由)

ドーピング防止活動については、現行でもスポーツ基本法、文部科学省組織令及び JSC 法において関係の業務規定があるが、ア:今後、関係機関とのインテリジェンス連携の仕組みを設ける必要があること、イ:その際に関係機関間の役割分担と責務を明確化する必要があること、ウ:関係機関の業務規定について現状のドーピング防止活動の実態に対応したものにする必要があること、エ:各関係機関の個人情報の取扱いの仕組み等について明確化が必要であること等があるため、各関係機関の業務及び役割分担に関する規定を充実させる必要があると考えられる。

このため、本タスクフォースにおいて、ドーピング防止活動の法的位置付け及び国内のドーピング防止活動の中心的役割を果たす JSC 及び JADA の業務の在り方等について検討した。その際、本タスクフォースにおいては、改めて、ドーピング防止活動全体の在り方について検討を行い、ドーピング防止活動は、全ての競技において実施することが望ましいが、その具体的な防止活動の在り方については、スポーツの多様性に鑑み、各競技やスポーツ団体が抱えるその特殊性や背景(プロ・アマの違い等も含む)等を考慮する必要があり、一律の義務化は難しいとの結論に至った。同時に、JADA 非加盟のスポーツ団体についてもドーピング防止活動の水準向上を求めていくことが必要であると考えた。この点に関連して、JADA が、国内唯一の指定ドーピング防止機関である一方で、公益財団法人として民間機関であることから、各スポーツ団体は各自の判断で JADA に加盟しており、JADA 非加盟のスポーツ団体のドーピング防止活動に対してアプローチしきれないことが課題であるため、その課題解消のための仕組みをいかに構築するかの検討を行った。

その結果、本タスクフォースとしては、JADA の法的位置付けは変更しないこと(\*JADA の法的位置付けの変更の可能性も検討したが、JADA が行うドーピング検査を公的活動とするメリットは見当たらない一方、民間機関としての自律的かつ柔軟な取組や活動が可能であり続けることのメリットを考慮して法的位置付けの変更は不要と考えた)とし、JADA と JSC が連携して JADA 加盟団体及び JADA 非加盟団体を含めて総括的にドーピング防止活動を推進することとする

(JADA は引き続き現状どおりの加盟団体のドーピング防止活動を行う一方で JADA 非加盟団体のドーピング防止活動は JSC と JADA が連携して推進するイメージ)ことで、国内の全体的なドーピング防止活動を推進することとすることが適当であると考えた。これにより、国内のスポーツ団体に対して、JADA 加盟・非加盟の区別なく、ドーピング防止活動の促進を図ることを期待している。

また、ロシアにおける組織的ドーピングのような事態が起こらないようにするためには、JADA の自律性を認めつつ、チェック機能を働かせることが必要であり、そのためには、自律的なアンチ・ドーピング機関である JADA と JSC とを分け、独立行政法人である JSC に主としてインテリジェンス活動を担わせる仕組みが適切と考えた。また、これまで以上に JSC のインテリジェンス活動における役割を期待したのは、既に JSC にはインテグリティ・ユニットが存在してアンチ・ドーピングを含む情報収集活動を行っていること、JSC が所管する第三者相談・調査制度相談窓口の運営に係る知見の活用が図られること、ハイパフォーマンスセンターが有する競技者・コーチ等のネットワークを通じて得ることが期待できるインテリジェンス情報との照合、及びスポーツ団体等によるドーピング防止規程等の遵守を要件とするスポーツ振興助成制度と一体的なアンチ・ドーピング活動の推進が期待できること等が挙げられる。

以上の論点及び最近のインテグリティ全体に対する対応強化の要請も踏まえ、あわせて JSC の機能を強化し、ドーピングに係るインテリジェンス収集・分析機能(インテリジェンス連携体制の中枢を担う調整機能)、ドーピング防止に係る相談窓口や内部通報窓口設置等の情報集約機能を付加することが必要であり、そのための JSC のインテグリティ・ユニットのリソースの強化を図る必要があるとの結論に至った。

以上を踏まえた法的措置の検討に加え、スポーツ庁、JSC 及び JADA の役割分担と連携を明確化し、法的措置以外のドーピング防止活動強化策の導入を検討するため、現行ガイドラインの改訂の検討が必要との結論に達した。

### ③「理念」に関する規定の充実

(理由)

スポーツ基本法にドーピング防止に関する規定もあるが、ア:スポーツの公正性・高潔性(インテグリティ)に関する規定の事例の1つとして挙げられているような規定ぶりであり、ドーピング防止活動自体の意義についての明確化が必要であること)、イ:多岐にわたるドーピング防止活動の中で「国民への啓発活動」への言及に限定されていることなどの課題もあることから、規定の充実化を図ることが考えられる。

### ④「教育・研修推進体制」に関する規定の充実

(理由)

スポーツ基本法第 29 条等に教育・研修に関する規定があるが、ドーピング防止活動における予防策という観点のみならず、国民の健康増進や公正・公平なスポーツの振興という観点からも本事項は最重要な活動であり、学校教育等における教育活動の関する規定、特に、初等中等教育における薬物乱用防止教室や体育・道徳等における教育、高等教育における教員養成課程や医学教育



又は薬学教育におけるドーピング防止に関する正しい知識を身につける教育、また、スポーツ・ファーマシストの育成等の充実化を図る余地があると考えられる。

#### ⑤「研究開発推進」に関する規定の充実

(理由)

現行において、研究開発に係る法令上の規定はないが、巧妙化するドーピングを見分ける検査方法の開発やドーピング検査によるアスリートへの心身への負担の軽減を図るための研究開発を促進するため、法令上の規定の充実化を図る余地がある。この点は、他国の例を見ても、ドーピング防止及び安全性事項に関する調査研究の促進に関する規定が見られる。また、法的措置がアスリート・ファーストの考え方に基づくものであることから、こうした規定は重要であると考えられる。

#### ⑥「国際協力推進体制」に関する規定の充実

(理由)

現行では、スポーツ基本法第 29 条における「国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援」の規定が存在しているが、ラグビーW杯及び東京オリパラ大会等の大規模国際競技大会のホスト国として万全の準備を行うためには、国内体制の整備を行うのみならず、国際的なドーピング防止活動の体制整備についても協力していくことが必要であり、現行のガイドラインにおける規定ぶりについて法令上の規定を充実させて取組の充実を図る余地があると考えられる。

### (4) 法的措置を要しないと思われるもの

#### ①「ドーピング防止活動の位置付け」に関する規定

我が国のドーピング防止活動の仕組みは、各 NF に対して JOC 及び日本パラリンピック委員会(以下、「JPC」)の加盟条件に JADA 加盟が義務づけられており、各 NF の規程において日本 AD 規程を引用することが決められていて、そのことを通じて世界 AD 規程の内容が日本 AD 規程を経由して各 NF 規程に反映され、所属するアスリート及びアントラージュ等に適用されるという柔軟な仕組みとなっている。このようなドーピング防止活動は、民間機関である JADA を中心とした関係団体の合意ベースの取組であって、JADA 加盟か否かの別、競技種目の別などによって取扱いが異なっている。このようなドーピング防止活動の在り方について、義務化すべきか否かに関し、スポーツ界の共通理念である、「アスリート・ファースト」、「スポーツ団体の自治・自律性」及び「スポーツの多様性」等を考慮しながら検討を行った。

その結果、本タスクフォースにおいては、ドーピング防止活動はスポーツ・インテグリティの保護のために必要なことであり、その推進は全てのスポーツにおいて実施すべきものであり、その推進方策等については、主として公的機関が担うことが望ましいと考える一方で、その具体的な防止活動の在り方については、スポーツの多様性に鑑み、各競技の特殊性や背景等を考慮する必要があるとあり、一律的なルールの適用を求めることは必ずしも競技の発展に寄与するとは限らないことから、各大会の参加に求められるドーピング防止水準(世界 AD 規程等)も踏まえつつ、スポーツ団体の自律性に基づいて、当該競技の特殊性等に合致した形で実

施すべきものであるとの結論に至った。

なお、以上のことは、ラグビーW杯や東京オリパラ大会等をはじめ今後日本で開催が予定されている大規模国際競技大会に出場する競技に関しては、JOC及びJPCの加盟NFであり、JADAに加盟しているため、世界AD規程を準用する日本AD規程の統一適用を受けていることから、法的措置を取らずとも特段の問題は生じない。

(注)プロを含めてアンチ・ドーピング体制及び対応方法は様々(ア:世界AD規程(例:オリパラ競技)、イ:特別の国際ルール(例:ゴルフ)、ウ:労使間の交渉(例:プロ野球)、エ:JADAの検査(例:野球)と海外機関の検査(例:ゴルフ)、オ:ドーピング検査未実施(例:相撲)や緩い検査(例:XGAMES)等)である。

#### ②「ドーピング防止活動の行動計画」に関する規定

(理由)

オリンピック憲章においても「スポーツ団体は自律の権利と義務を持つ」とされているとおり、各スポーツ団体の個別のドーピング防止活動の実施は、それぞれ固有の背景や事情に基づいて自律的に判断すべき事項であり、法令上の規定を設けて統一的に実施する必要が乏しい上、統一的に行動計画を規定した場合に、逆に各スポーツ団体が抱える個別の事情や背景等への対応が困難となる恐れがあると思われる。

#### ③「民間のドーピング防止機関への現役国家公務員の派遣」に関する規定

(理由)

現状において、JADAに対して現役の国家公務員を派遣しなくともドーピング防止活動の実施には支障が生じておらず、今後も退職者や転職者等の活用によって対応することが十分に可能であり、必ずしも現役の職員派遣が不可欠な状態ではないことから、法令上の規定を設ける必要性に乏しいと思われる。

#### ④「ドーピング防止規則違反に関する規律パネル」に関する規定

(理由)

規律パネルについては、制裁措置の在り方と表裏一体である。ただし、仮に、制裁措置について刑罰の仕組みを設けずにスポーツ制裁のままとするのであれば、規律パネルも現行と同様に民の仕組みとして実施すればよいこととなり、仮に、制裁措置について刑罰の仕組みを設けることとした場合、刑事手続きは既存の刑事訴訟法の法的枠組みに従って実施される。刑罰化される場合、規律パネルについて、既存の刑事訴訟法に基づく手続きの他に新たに特別な手続き規定を設ける必要性は乏しいと思われる。

### 4. ラグビーW杯及び東京オリパラ大会に向けたアンチ・ドーピング体制の整備

上記2.(4)のとおり、我が国において喫緊に取り組むべきアンチ・ドーピング体制の整備に関し、特にラグビーW杯及び東京オリパラ大会に向けて取り組むべきものは以下のとおりである。

#### (1) ラグビーW杯において必要な体制

ラグビーW杯において必要と考えられるアンチ・ドーピング体制については、以下

の4項目が挙げられる。

①準備

各会場におけるドーピング検査室を新設又は改築・改修によって確実に設置するとともに、大会を統括するワールドラグビー(以下、「WR」)の検査実施計画(検体数、分析メニュー、スケジュール等)を踏まえた上で、検査関連備品、消耗品の確保を大会3か月前までに完了すること。

②検体採取人材育成

検体採取には、ドーピング検査室責任者、ドーピング検査員(シャペロンリーダー及び検体採取スタッフ)とシャペロンが必要。大会期間中の競技会検査及び競技会外検査の実施に必要な人数、適切なシフトを確定するとともに必要な研修を行うこと。

③ラボ(分析機関)

開催前年度中に、大会期間中に行われる競技会検査及び競技会外検査の分析を行うことができる分析機関との契約を完了すること。

④教育

対アスリート用の教育教材を開発し、大会期間中にWRと連携したアウトリーチ活動等を展開すること。

(2)東京オリパラ大会において必要な体制

東京オリパラ大会においては、例年実施している約5000~6000件のドーピング検査のほかに、大会期間中だけで同等またはそれ以上の検査を実施する必要があるため、人的・物的拡充が不可欠となる。大会に向けて必要とされるアンチ・ドーピング体制については、以下の4項目が挙げられる。

①準備

各会場におけるドーピング検査室を新設または改設で確実に設置するとともに、大会を統括するIOC、国際パラリンピック委員会(以下、「IPC」)の検査実施計画(検体数、分析メニュー、スケジュール等)を踏まえた上で検査関連備品、消耗品の確保を大会1年前までに完了すること。

②検体採取人材育成

検体採取には、ドーピング検査員(マネジメントスタッフと検査スタッフ)及びシャペロンが必要。大会期間中の競技会検査及び競技会外検査の実施に必要な人数、適切なシフトを確定するとともに、必要な研修を行うこと。なお、ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会等におけるアンチ・ドーピング体制を踏まえ、現時点で必要とされている人員は以下のとおり。

ア.ドーピング検査室責任者:150名程度

(業務内容) 各会場ドーピング検査室の責任者であり、組織委員会コマンドセンターからの指示を現場で実施。会場内における他の部署との連携・調整

イ.ドーピング検査員(シャペロンリーダー):150名程度

(業務内容) 各会場で活動するシャペロンの管理責任者であり、シャペロンに

対し業務指導、業務指示を実施

ウ. ドーピング検査員:200名程度

(業務内容) ドーピング検査室責任者からの指示に基づき、検体採取業務を実施するとともに、シャペロンリーダーの指示に基づきシャペロンへの業務サポートも実施

エ. 採血者:200名程度

(業務内容) 血液検査の際に採血業務を実施(医師もしくは看護師)

オ. シャペロン(ボランティア):400名程度

(業務内容) ドーピング検査の対象者に対して通告を行い、検査に同行

### ③ラボ(分析機関)

東京オリパラ大会においては、前述した膨大な検体の分析を24時間以内に行わなければならない(通常は10日以内)ことになっており、現在のWADA認定ラボ(LSIメディエンス)の規模では対応しきれないことから、サテライトラボを設置すること。サテライトラボの設置に必要な業務は大きく3つあり、ラボの工事に向けた各種手続き及び工事、必要な人員の確保、分析機器の整備が挙げられる。

### ④教育

対アスリート用の教育教材を開発し、テストイベントが開催される前年度を中心にアウトリーチ<sup>6</sup>活動等を展開すること。

## (3)両大会におけるドーピング検査・分析体制の課題

ラグビーW杯、東京オリパラ大会のいずれにおいても万全のドーピング検査・分析体制を整備する必要がある。ラグビーW杯については、各会場における検査室を新設または改設で確実に設置することが重要な課題となる。他方、東京オリパラ大会に向けては、以下のとおりの課題が挙げられる。

### ①検体採取人材の確保

ア. ドーピング検査室責任者及びシャペロンリーダーについて

上記(2)②に記載した必要な人材のうち、ドーピング検査室責任者とシャペロンリーダーについては、特に高い経験値と調整力が求められ、現時点で対応可能と考えられる国内のドーピング検査員はドーピング検査室責任者が15~20名程度、シャペロンリーダーが50名程度となっている。

このうち業務に必要な語学力(特に英語)を有する人材となるとドーピング検査室責任者が5~10名程度、シャペロンリーダーが10~15名程度となり、大会時に必要な人数に比して大幅に不足している。

今後、大会までに有資格者に対する実効性のある研修の実施と合わせ、有能な新規資格取得者を増やす取り組みが不可欠となるが、研修会の実施や資格取得にかかる業務を担うJADAの職員についても人数的に余裕がない状況である。加えて、ドーピング検査員の資格を保有している場合でも語学力の向上は必須であり、専門家の協力を得た研修や海外で実施される検査の経験などに取り組みなければならない。

<sup>6</sup> アウトリーチ活動:競技会等においてブースなどを設置し、競技会への参加者に対し、アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動を行うこと

これら検査員の資質向上に必要な研修にかかる費用については、現在も国として予算を確保しているところであるが、対象となる人数が膨大になることから、予算の拡充が求められる。

#### イ. 採血者について

現在、血液検査は年間約 300 件実施されているが、過去のオリパラ大会の実績を考慮すると、東京オリパラ大会時は約 1300 件を行わなければならない。(2)②に記載した人数に対し、現時点で確保できている採血者は約 10 名であり、医師もしくは看護師で必要人数を確保するためには、府省庁を含めた関係機関に対する協力依頼など早急な対策が必要である。

#### ②組織委員会内コマンドセンターの体制整備

大会時には、組織委員会内に司令塔となるコマンドセンターを設置することになっているが、高い専門性と調整力が求められる上、JADA から派遣できる人員には限りがあることから、組織委員会として人材確保に取り組まなければならない。

#### ③人材確保を含めたラボの整備

ラボの整備のうち、最大の課題となっているのが人材の確保である。現在のラボは 15 人体制で年間 7000 検体の分析を行っているが、大会期間中は(2)③に記載した事情から、約 200 名が 8 時間ごとのシフトを組んで 3 交代制で分析にあたる必要がある。このため、必要人員を確保(雇用)するとともに、能力面・費用面等について更なる検討が求められる。

ラボの工事に係る業務については、WADA の認定を受けなければならないことから開催 2 年前には工事完了となるよう計画的に手続きを進める必要がある。

分析機器の整備に係る業務については、最新のドーピングに対応するため最新の機器を導入する必要があり、大会直前まで WADA の要請に応じて機器を購入することも想定しなければならず、財源や購入時期について綿密な計画を立案する必要がある。

#### ④教育・啓発活動の展開

両大会においてドーピング防止規則違反者を出さないためにも、教育・啓発活動は重要であり、効果的な教育教材の開発を計画的に進め、アウトリーチ活動を含めアスリートへの周知が徹底される取組を幅広く展開する必要がある。ユネスコ国際規約において、ドーピング防止教育は国の責務となっていることから両大会に参加するアスリートに対する教育・啓発活動について、予算的措置を行う必要がある。

### 5. 国際ドーピング防止活動の促進への関与の在り方

#### (1) 国際的なドーピング防止活動の主な課題と対応の方向性

WADA 理事会等において協議されている昨今の国際的な動向は、以下①～④のような主な課題とその対応の文脈の中で行われていることに留意する必要がある。

①(課題) ドーピング検査や世界 AD 規程に基づくモニタリングシステムがある一方、

それをすり抜けようとする者がおり、いわゆる「いたちごっこ」のような状態になっている中、これまでのようなドーピング検査だけでは対応しきれない状態になっていること。

(対応) 上記のような「いたちごっこ」の課題に対応するためには、ドーピング防止におけるモニタリング機能の実効性を高めるような以下の取組が必要になっている。

ア:「競技会外検査の重視」(ドーピングをしながら競技会時には閾値を超えないように調整してすり抜けようとする事例があるため)

イ:「血液検査の重視」(尿検査のみでは見分けられない禁止物質があるため)

ウ:「アスリート生体パスポート(ABP)の導入」(ドーピング検査時に閾値を超えないように調整する者がいるため、アスリートの通常の標準状態を継続して測定するため)

エ:「ADAMS(アンチ・ドーピング情報管理システム)の導入」(ドーピング検査や調査を逃れようとする者がいるため、世界各国・地域で行われているドーピング防止活動の情報(ドーピング検査結果、アスリートの居場所情報を含む)を共有し、有効な検査計画の立案や調査に活用できるようにするため)

オ:「関係機関とのインテリジェンス連携体制の整備」(ドーピング検査のみではドーピングをする者が競技会に参加することを事前に防止することができないため、ドーピングの嫌疑がある者を事前に把握して対処できるようにするため)

②(課題) ドーピングに対しては、ドーピング防止やスポーツのインテグリティ等に関する理解不足があったり、そもそもの考え方の違いがあったり、医師や薬剤師等の関係者の知識不足があったりするため、国際的な教育研修活動が必要であること。

(対応) 国際的に基本的な考え方については共通理解が図れるようにするため、以下のような対応を行う必要がある。

ア:「国際的な教育パッケージの開発及び教育活動の実施」(スポーツの価値やドーピング防止に関する国際的な共通理解を徹底する必要があるため)

イ:「スポーツ・ドクターやスポーツ・ファーマシストの教育への注目」(医師や薬剤師のドーピング防止活動への理解促進を図る必要があるため)

③(課題) ドーピング検査をすり抜けようとする者への対抗措置としての研究開発、及び既存の検査方法ではアスリートへの心身へのストレスが大きいことからより負担の少ない検査方法の研究開発が必要であること。

(対応) 研究開発に関しては、以下のような対応が行われている。

ア:「新たなドーピング検査手法の研究開発」(ドーピングをすり抜けるため新たなドーピングの開発や方法の開発をする者に対してそれを発見する研究開発を行うため)

イ:「特別研究基金の設置」(ドーピング検査のすり抜けを行おうとする者を防

止する研究開発とともに、既存の尿検査や血液検査ではアスリートに対する心のダメージやストレス、身体への悪影響や障害の危険性等があるため、よりアスリートに負担をかけないが、検査の実効性は確保できるような研究開発を行う必要があるため)

- ④(課題) これまでの国際的なドーピング防止活動は、各国政府及びその NADO に対する信頼を基盤としてその上に構築されたものである一方、ロシアに見られるような組織的なドーピングに対しては、各国 NADO 等への信頼に基づく既存のモニタリングシステムだけでは対応しきれない事態が生じたこと。

(対応) 上記のような NADO を含めた組織的なドーピングに対抗するため、以下のような取組が必要になっている。

ア:「独立調査委員会の設置・調査活動」(本来国内の違反行為を監視すべき NADO 自身が違反行為をすると、不正を調査する者がいなくなる一方、WADA 自身の役割は個別事例の調査を行うものではないことから、WADA から独立した調査委員会を設置し調査する必要があるため)

イ:「独立検査機関の設置の検討」(ドーピング検査の実施主体である大会主催者やドーピング検査を請け負う NADO が組織的に違反行為をすると防ぎようがないので、予めドーピング検査権限を大会主催者から独立させて検査を専門に行う機関の設置の在り方を検討する必要があるため)

ウ:「内部通報システムと内部通報者保護システムの開発」(\*組織ぐるみの不正が行われた場合、外部からでは違反行為に気づきにくいいため、内部からの告発をしやすい状態にする必要があるため)

## (2) 組織的なドーピングに対する対応

2014 年 12 月のドイツのテレビ番組に端を発したロシア陸上界の組織的ドーピング疑惑を受け発足した独立調査委員会は、2015 年 11 月に第 1 次報告書、2016 年 1 月に第 2 次報告書を発表し、調査結果を報告するとともに、WADA、国際陸上競技連盟等にロシアに対する措置の勧告を行った。WADA はロシアの国内アンチ・ドーピング機関(RUSADA)を世界 AD 規程に非遵守であると宣言するとともに、モスクワ分析機関の資格停止処分を行い、各国の専門家等の協力を得ながらロシアのアンチ・ドーピング体制の再構築を推進している。これらの一連の組織的ドーピングの発覚はスポーツ界を揺るがすものであり、国際的なアンチ・ドーピング体制を強化するための方策(①、②)が検討されている。

### ① 特別調査基金:

2015 年 11 月の WADA 理事会において、WADA 会長から、ロシア陸上界の組織的ドーピングを調査するために設置された独立調査委員会の対象拡大(国や競技)に向け、特別調査基金を設置することが提案され、各国に拠出が要請された。特別調査基金は、今後発生する組織的ドーピングを調査するための基金である。2016 年 5 月の WADA 常任理事会・理事会において、5 か国(日本、カナダ、デンマーク、ニュージーランド及びルーマニア)から合計約 5 千万円の意味表明があったことが報告され、IOC やアスリートから、調査の重要性が訴えられた。現在、検討中である国々もあることから、拠出表明の締め切りが 2016 年後

半までに延長された。

WADA においては、恒常的な調査部門の設置に向けて、Chief Investigation Officer を採用し、調査員の採用活動を行っているところ、我が国からは、上記のように独立調査基金に対して 2 千万円の拠出を行うとともにその他必要な支援の提供を行うことを表明した。今後とも、我が国においては、WADA の情報やノウハウを収得しながら、インテリジェンス調査活動の基盤を強化していく。

## ②独立検査体制の検討：

2015 年 10 月、オリンピックサミットが、これまで国際競技大会主催者が有していたドーピング検査権限を、独立性、公平性、効率性等を強化するため、国際競技連盟(以下、「IF」)等から検査権限を引き継ぐ国際的な独立検査機関の設置の必要性を提案。同 11 月の WADA 理事会において、まずは、IOC、IF、WADA から成る作業部会で、実現性の検証やワーキンググループの権限について検討する旨決定した。その後、当該作業部会において検討した結果、大会主催者である IF が当該大会におけるドーピング検査を扱うという利益相反について認識しており、独立検査機関のアイデアを受け入れるとともに、検査計画から結果の管理(一次制裁決定機関の前)までを扱う独立検査機関を設置すべきということで合意した。ただし、独立検査機関の設置及び運営に係る費用の評価が必要と認識され、PWC(WADA が契約している監査法人)が独立検査機関設置及び運営費用の初期調査を行うことで IOC(当該調査費用を負担)と合意した。

その後、2016 年 5 月の WADA 常任理事会・理事会において、上記内容の報告及び今後の進め方が検討され、①同年 7 月までに、PWC が独立検査機関の財政的側面(必要な予算等)を検討し、技術的グループに検証結果を提出すること、②同年 9 月までに、技術グループは、PWC の費用評価を検証し、独立検査機関の設置及び運営に係る費用を含めた初期経営計画の範囲を政策的グループに提案すること、③技術的グループの構成は、同年 1 月に開かれた上記の非公式な作業部会のメンバーに、NADO(JADA の代表者を含む)から 2 名、団体競技から 1 名を追加すること、④同年 9 月の WADA 常任理事会において政策的グループの構成員及び付託事項を確定するとともに、政策的グループは、技術グループから提出された報告書を政策の観点から検討し、11 月の WADA 理事会に検討結果を報告すること、⑤政策グループは、政府側 5 名、スポーツ側 5 名で構成される予定であり、参画を希望する国は、9 月 1 日までに代表者を登録すること、⑥付託事項については、作業部会が提案した者に対して意見がある場合は、9 月上旬までに意見を提出すること、⑦議長は WADA 常任理事会で、ヴァレリー・フォーネロン女史(WADA 医事・健康・研究委員長)が就任すること等が合意された。

我が国は、アジアを代表する常任理事国であること及び独立検査機関の設置はラグビーW杯及び東京オリパラ大会におけるアンチ・ドーピング体制に大きな影響を与えることから、技術グループには JADA の代表者を、政策グループにはスポーツ庁から代表者を登録する。



### (3) 国際ドーピング防止活動の促進

#### ① 教育活動

ドーピングを防止する最も効果的かつ効率的な方法は、予防、つまり教育であるといわれている。我が国においては、従来から、ドーピング防止教育を重視しており、我が国のアスリートの高い倫理観は、東京オリパラ大会の招致においても、影響を与えたと言われている。

特に、我が国の教材や教授手法の開発等は、国際的にも高く評価されており、我が国が東京オリパラ大会に向けて実施しているレガシープロジェクト「スポーツ・フォー・トゥモロー」において、教材、素材、教授方法などをパッケージ化した、教育パッケージの各国への導入支援を通じて、ドーピング防止教育が未だ活発でない国・地域の教育水準の向上を図っている。2016年5月のWADA常任理事会・理事会におけるWADA教育委員会からの報告において、WADAが世界に展開しているドーピング防止教育に対して、我が国が開発している教育パッケージの活用を提案した。教育パッケージは2016年夏に完成予定であり、WADA、ユネスコ、IOCなどと協力しながら、順次ニーズのある国・地域へ展開していく予定である。ラグビーW杯及び東京オリパラ大会を控え、多くの外国人アスリートが来日することが予想される中、諸外国のアスリートたちへの教育活動の支援を拡充することが大会の成功のために不可欠である。

さらに、JADAが2009年1月より開始しているスポーツ・ファーマシスト制度は、最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を有し、スポーツ愛好家等に対して、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を行える薬剤師の育成を図るものであり、既に約6千人のスポーツ・ファーマシストが存在する。この制度は、世界に先駆けて我が国が導入したものである。WADA及びユネスコは、薬剤師等に対するドーピング防止教育の重要性を提唱しており、国際的プロジェクトの具体化に向けて、2016年3月に開催されたユネスコドーピング防止規約ビューロ会議において、ベストプラクティスとして紹介するようユネスコからの依頼を受け、我が国のスポーツ・ファーマシストについて情報提供を行った。2016年5月のWADA常任理事会・理事会においても、その重要性がWADA事務総長から報告され、我が国から、スポーツ・ファーマシスト制度の各国への展開に向けた協力を提案した。今後とも、「スポーツ・フォー・トゥモロー」の一環として、各国の状況・制度にカスタマイズしたスポーツ・ファーマシストの導入支援を行っていく予定である。

#### ② 研究開発：

ドーピング検査技術に関する研究開発は、欧米を中心に行われてきた。近年の巧妙化するドーピングに対し、2014年2月にIOCがWADAに対して、今までにない発想の革新的なドーピング検査手法の研究開発が必要であると、新研究基金の設置を提案した。WADA会長は、各国政府に対し、拠出を要請し、2016年3月末までに約6.5億円の拠出が確定した。政府側の拠出に対し、IOCから同額の拠出がマッチングファンドとしてなされ、計13億円の基金が創設された。新研究基金の助成プロジェクトは、WADA医事・健康・研究委員会においてテーマの設定がされ、まず自己血輸血をテーマとする研究開発が行われることになった。2015年11月から2016年1月末までの公募の結果、世界中から、16プ

プロジェクトの応募があり、規定の評価プロセスを経た結果、2016年5月WADA常任理事会において3つのプロジェクトが採択された。WADAは、今後も、革新的な研究開発に向けて、アンチ・ドーピング界以外の大学や研究機関などを広く巻き込んだ研究体制の構築を検討している。

我が国においても、我が国が有する世界最先端の医療研究や技術(微量分析等)をドーピング分野に応用することなどにより、効果的効率的に巧妙化するドーピングを検出でき、かつ、ドーピング検査によるアスリートへの精神的身体的ストレスを軽減することができるドーピング検査の開発を促進していく必要がある。更に、我が国で開発したドーピング検査手法を国際的に展開するために、WADA等の関係機関に対して、情報共有し、働きかけていく予定である。

## 6. 今後の検討事項

### (1) 違反防止強化のための諸措置

#### ① モニタリング体制の整備

アスリートやアントラージュによるドーピング防止規則違反を防ぐためには、継続的にモニタリングできる体制を整備する必要がある。JADA加盟団体については、基本的に世界AD規程・日本AD規程に基づくドーピング防止活動を行うため、調査や報告等によるモニタリングの仕組みを整備していくことは可能といえる。今後は、JADA非加盟の団体についてもJSC及びJADAとの連携関係を構築し、教育・啓発活動や検査等に対する支援を提供することで当該団体のドーピング防止対策に関する定期的な報告を受けるなどのモニタリング活動が実施できるか検討する必要がある。

また、サプリメントの管理に取り組むこともドーピング防止の観点から有効と考えられるが、現行法においてはサプリメントの製造、販売、購入(輸入を含む)等の管理強化を図ることは難しい。このため、現在、JADAが行っているサプリメント認証プログラムの活用等なんらかの対策を検討する必要がある。

#### ② 検体分析によらないドーピング防止体制(インテリジェンス連携)の整備

現在、我が国においては検体分析によらずドーピング防止規則違反者の特定につながる情報の収集を行う体制が十分でなく、IOCやWADAからの要請も踏まえると、3(3)①の法的措置のみならず、今後、具体化に向けたさらなる検討を加えてインテリジェンス連携体制を整備する必要がある。

先進事例として英国やオーストラリアの例があり、いずれも警察や税関等との連携に基づいたインテリジェンス連携体制が構築され、検体分析によらないドーピング防止規則違反の捕捉事例を積み上げている。今後、これらの先進事例を参考にしながら、ラグビーW杯、東京オリパラ大会を控える我が国においても、関係省庁との連携強化、国内関係機関間の連携強化、さらに国際機関との連携強化に基づく、検体分析によらないドーピング防止体制の構築について検討する必要がある。

### (2) 違反が確定した場合に対する対応

#### ① 助成金の交付決定取消等を含む対応の在り方

ドーピング防止規則違反が発生した場合の対応についても検討する必要がある。

る。例えば、スポーツ振興助成制度では、スポーツ団体及びアスリートがドーピング防止規程等を遵守していないと認められる場合、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる規程がある。当該規程の周知等を通じて、アスリートのみならず、アントラージュ及び所属NFにおけるドーピング防止に向けた取組の強化等につなげていく必要がある。

## ②スポーツ制裁以外の刑罰の検討

日本は世界各国に比してドーピング防止規則違反確定率が低く、またドーピング防止規則違反が確定した際のスポーツ制裁は、アスリートの選手生命を断つに等しい厳罰であることから、国内的には、我が国のアスリートに対し、刑罰を導入する必要性は低いと考えられる。

他方、国際的には、ロシアの組織的ドーピングをはじめ、ドーピングはスポーツの価値を脅かす深刻な問題となっており、また、我が国はラグビーW杯、東京オリパラ大会を控え、多くの外国人アスリートの来日が見込まれることから、国内情勢だけで判断することはできないという指摘もある。

引き続き、アスリートを守るという観点（アスリートへの負担に対する配慮を含む）、ドーピングを企てようとする人物や組織に対する抑止力となりうるかという観点、また法実務的な観点（刑法の基本的理念（刑法の補充性等）との整合性、立法事実・保護法益・構成要件の捉え方及び取締りの実効性等）等を含め、刑罰等の罰則を設けることの是非について法律の専門家等によりさらなる検討を行う必要がある。